

○沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託に係る業者指名基準並びに指名審査会に関する要綱の制定について

(平成19年9月25日沖例規会第2号)

改正平成25年3月26日沖例規務第4号平成31年3月29日沖例規務第2号

沖縄県警察本部における建設工事及び庁舎管理業務委託に係る指名競争入札の適正かつ円滑な実施を図るため、「沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託に係る業者指名基準並びに指名審査会に関する要綱」を別添のとおり制定し、平成19年10月1日から実施することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

別添

沖縄県警察建設工事及び庁舎管理業務の請負又は委託に係る業者指名基準並びに指名審査会に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県警察本部（以下「警察本部」という。）が発注する建設工事（以下「工事」という。）及び庁舎管理業務委託（警察本部庁舎の警備等管理に係る業務の委託をいう。以下「管理業務委託」という。）に係る指名業者（指名競争入札に参加できる者として指名する業者をいう。以下同じ。）の指名基準及び指名審査会について必要な事項を定め、もって工事の適正な発注及び円滑な実施を図ることを目的とする。

(指名基準)

第2条 工事を指名競争に付する場合は、建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程（昭和52年沖縄県告示第445号。以下「規程」という。）第5条第1項に規定する建設業者格付名簿に登録された有資格者（以下「有資格者」という。）の中から、次の各号に定めるところにより、当該年度における指名及び受注の状況を勘案のうえ、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 工事の業種別の等級格付及びその発注対象工事1件の金額は、別表第2のとおりとする。
- (2) 指名は、原則として、別表第2に定める発注対象工事の業種並びに請負工事額及び等級に応じ、全ての有資格者を対象に行うものとする。ただし、事情により当該等級を基準として、直近の上位又は下位の等級の有資格者を指名することができるものとする。
- (3) 第2号ただし書きの規定により、直近の上位又は下位の等級の有資格者を指名しようとするときは、直近の上位又は下位の等級の合計の数が指名業者数の3分の2を超えてはならない。
- (4) 指名に際しては、別表第1の左欄に掲げる審査項目ごとに、それぞれ右欄に掲げる事項に留意して行わなければならない。
- (5) 特別な技術を要する工事、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事、その他特に必要があると次条に規定する指名審査会において認められた場合は、前各号の規定にかかわらず、有資格者の中から指名することができるものとする。

2 管理業務委託を指名競争に付そうとする場合は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第133条第1項の規定により、沖縄県知事が定めた指名競争入札の参加資格に関する

規程に基づいて作成された指名競争入札参加者に係る名簿（以下「名簿」という。）に登載された資格を有する者の中から、次の各号に定めるところにより、当該年度における指名及び受注の状況を勘案のうえ、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 警務部長は、原則として名簿に登載されている全ての業者を指名するものとする。ただし、業者の受注状況の変化等特別な理由があるときは、この限りでない。
- (2) 前号ただし書きの規定により、名簿に登載されている業者のうち、一部の業者を指名しようとする場合は、当該指名予定業者名簿に登載されている業者の総数の2分の1を下回ってはならない。
- (3) 第1項第4号の規定は、管理業務委託に係る業者の指名をしようとする場合において準用する。

(指名審査会の設置)

第3条 警察本部に指名審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、会長及び審査員をもって構成し、次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 会長 警務部長
- (2) 審査員 警務部会計課長（以下「会計課長」という。） 警務部会計課次席 警務部会計課施設指導官 警務部会計課課長補佐（管財企画・財産管理・営繕担当）

3 工事及び管理業務委託（以下「工事等」という。）を指名競争入札に付そうとする場合は、あらかじめ審査会の審議を経なければならない。

(審査会の任務)

第4条 審査会は、工事等の発注又は委託の方法、入札公告における資格要件の適否、入札に参加する者の選定その他工事等の発注又は委託について必要な事項の審議を行うものとする。

(審査会の運営)

第5条 審査会は、会長が招集し、会務を総理する。

- 2 会長に事故がある場合又は会長が欠けた場合は、会計課長がその職務を代行する。
- 3 審査会は、審査員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、審査員以外の者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴取することができる。

(審査会の庶務)

第6条 審査会の庶務は、警務部会計課において処理する。

(秘密の保持)

第7条 会長及び審査員その他審査会の運営に従事する職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、指名業者の選定に関し必要な事項は、会計課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成25年 3 月26日沖例規務第 4 号）

附 則（平成31年 3 月29日沖例規務第 2 号）